

別紙

令和 8 年度豊北中継貯留槽し尿等運搬及び 運搬車両管理委託業務仕様書

1. 目的

豊北中継貯留槽に貯留されたし尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の運搬に係る次に掲げる業務を行う。

また、業務履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係法令を遵守し、適正に履行するものとする。

(1) し尿等運搬業務

豊北中継貯留槽に貯留されているし尿等をくみ上げ、下関市環境部彦島工場（以下「彦島工場」という。）に搬入を行う。

(2) 運搬車両管理業務

豊北中継貯留槽から彦島工場まで運搬する車両（以下「運搬車両」という。）の管理を行う。

なお、運搬車両（新車納車時を除き、10k1タンクローリー5台。うち4台は通常運搬用、1台は予備車両とする。）は、市が無償で貸与する。

2. 業務内容

(1) し尿等運搬業務

豊北中継貯留槽に貯留されているし尿等を貸与する運搬車両を使用して、彦島工場に搬入する一切の業務。

① 業務実施日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（ただし、祝日、日曜日及び 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）

※市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障が生じないように、豊北中継貯留槽を随時確認し、オーバーフローをしない等、計画的に移送し、搬入すること。なお、搬入場所の設備点検等、搬入停止日は、運搬業務を休止すること。

②年間運搬予定量

19,785.79k1（令和6年度実績）

※令和6年度実績の詳細は別記のとおり。

③搬出場所

豊北中継貯留槽

（所在地：下関市豊北町大字神田11636番地）

④搬入場所

彦島工場

（所在地：下関市彦島福浦町一丁目28番31号）

⑤搬入時間

午前9時00分から午後4時30分までとする。

原則として、搬入時間内に搬入を終了すること。やむを得ず搬入時間内の搬入が困難な場合は、事前に施設管理者に連絡し調整すること。なお、市より搬入時間に関し、相談があった場合には十分考慮すること。

⑥運搬回数

原則として、一日当りの運搬回数は8回以内とする。ただし、緊急時等、一日につき9回以上の運搬の必要が見込まれるときは、事前に市と協議し許可を得たうえで運搬を行うものとする。

⑦その他

豊北中継貯留槽のし尿等の運搬は、原則として搬出したその日のうちに搬入場所に運搬し、積み替えしないこと。また、搬出場所のし尿等以外の廃棄物を混載しないこと。

業務時に搬出場所及び搬入場所の設備等が破損しないよう万全を期すこと。またこれらの設備等の清潔保持に努めること。

（2）運搬車両管理業務

- ① 運搬車両について、車両管理責任者を定め、別紙①運搬車両台帳に所定の事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第47条の規定に基づき、次に掲げる点検及び必要な保守管理等を行う。
 - ア）法定点検及び検査

車両法第48条、第62条の規定に係る定期点検整備及び継続検査
イ) 日常点検及び臨時検査

車両法第47条の2の規定に係る日常点検及び第63条の規定に係る臨時検査

ウ) その他の保守点検等

運搬車両を常に正常に使用できるよう適正な維持管理、清潔保持に努めるとともに、整備及び点検を徹底すること。外観については、日々洗車をする等、常に清潔を保つこと。

また、タンク内については、必要に応じて清掃を行い、架装部については適時P T O作動油を取り換え、P T O作動油タンクは、作動油交換の際に清掃を行うこと。

③ 車両法第49条の規定に基づき点検整備記録簿を備え付け、運搬車両の点検及び使用状況等の記録をし、点検簿は5年以上保存すること。

また、市が点検整備記録簿、整備記録簿等の提出等を求めた場合は速やかに提出すること。

④ 日常点検を実施した車両使用者は、別紙②運搬車両日常点検票兼運転記録票により、その結果を記録し、車両管理責任者に提出すること。また、出入庫時間、走行距離等を記入し、運転について整理すること。

⑤ 運搬車両の通常時の運行に係る保守整備及び修理全般、油脂等の購入、備品及び消耗品の購入、運搬車両管理のための事務手続、事故処理全般、任意保険等運用に係る一切の経費等は、受託者の負担とする。

⑥ 燃料の給油方法については、市の指示に従うこと。

⑦ 運搬車両の保管場所は、豊北中継貯留槽敷地内の市の指示する場所に保管すること。

⑧ 予備車両についても、通常の運搬車両と同様に、点検及び整備を行い、常に運行可能な状態を保持しておくこと。

⑨ 新規車両納入時及び車両廃車時の作業

ア) 新規車両納入時は、し尿等運搬業務が円滑に開始できる様に必要な準備をすること。

イ) 車両廃車時は、市の指定する廃車に関する作業等を履行すること。

ウ) 上記に係る手続方法の詳細については、市の指示に従うこと。

(3) その他の車両業務に係る業務内容

- ① 運搬車両にし尿等を保管しないこと。
- ② 業務従事者は、市民に対し親切丁寧に対応することとし、また、服装を含め接遇に十分留意すること。
- ③ 受託者は、運搬車両の運転を行う者について、業務を開始する前に運転免許証の携帯の確認、業務前後にアルコールチェックを行うこと。
- ④ 運搬車両の運転には十分に注意し、安全運転に努め交通法規等を遵守すること。

なお、万が一事故や車両火災などが発生した場合は、負傷者の応急処置や警察、消防への通報等必要な措置を講じた後、速やかに市に報告すること。

また、交通事故等により運搬しているし尿等が漏えいした場合は、速やかに適切な処置を行うこと。

- ⑤ 彦島地区における運搬車両の運行について、原則、往路は彦島迫町方面から彦島工場に搬入し、復路は彦島福浦町方面を通行すること。また、彦島地区以外における運搬車両の運行については、安全で効率的なルートを通行することとし、主として使用するルートを業務開始日までに届け出ること。
- ⑥ 搬出入時の作業は、それぞれの施設を管理する者の指示に従うこと。
- ⑦ 交付される計量伝票を保管すること。
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準を遵守すること。
- ⑨ 廃棄物処理法第7条第15項に規定する帳簿を備え、同条第16項の期間保管すること。
- ⑩ 地震等による天災等が発生した場合については、市の指示に基づき、適正かつ確実に市の指示する搬入場所に運搬し、投入すること。
- ⑪ 受託者の業務従事者は、豊北中継貯留槽敷地内の作業員用の詰所を使用することができる。ただし、使用に際しては市の指示に従うこと。

- ⑫ 業務の実施に必要な豊北中継貯留槽及び彦島工場内で使用する電力、水道等の費用は、市の負担とする。

3. 提出書類等

- (1) 業務開始日までに次の書類を市に提出すること。また、業務開始後に変更等があった場合も同様とする。
- ア) 業務従事者の名簿
 - イ) 運転免許証の写し
 - ウ) その他市が指示する書類
- (2) 毎月の業務を完了したときは、翌月10日（令和9年3月分については同月末日）までに別紙③報告書を提出すること。
- (3) 貸与している運搬車両について、車両法第62条の規定に係る法定点検を行い、検査証の交付を受けたときは、車両検査証及び自動車損害賠償責任保険の写しを市に提出すること。
- (4) その他必要に応じて市より提出を求められた書類等については、速やかに提出すること。

4. その他

- (1) 受託者は、市と連絡を取り合うための窓口を1つ常設すること。業務に係る連絡等のやりとりは、原則、その窓口を通じてのみ行い、受託者の作業員等が直接、市に連絡をすることがないようにすること。
- また、市からの通知等の各作業員への伝達は、その窓口より行うこととし、これらの連絡体制については、事前に市に届け出ること。
- (2) 業務の実施に当っては、関係するあらゆる法令等（廃棄物処理法、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等）を遵守すること。
- (3) 業務の遂行上発生した事故等（市の責任によるものは除く。）による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその責任を負うこと。
- (4) 業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の対象外とする。

- (5) 市が実施する調査、照会等に協力すること。
- (6) この仕様書に定める事項以外で、不測の事態が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- その他業務の実施に必要な事項については、市の指示に従うこと。
- (7) 受託者及び受託者の業務員は、業務上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。なお、この規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。
- (8) 別紙④しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項を順守すること。
- (9) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙⑤下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとすること。
- (10) この仕様に記されていない事態等が発生した場合は、市及び受託者双方が協議を行い、解決を図ることとする。

以 上